

ハラスメント防止のための指針

常盤平訪問看護ステーション

1 ハラスメント防止に関する基本的な考え方について

本指針におけるハラスメントとは、下記を示す

ア 職場内におけるハラスメント（職員⇄職員）

(1) パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就労環境が害されるもの

①身体的な攻撃（暴行、傷害）

- ・殴打
- ・ものを投げつける

②精神的な攻撃（脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言）

- ・人格を否定するような言動
- ・危害を与える物品を持ち込む
- ・業務の遂行に関する必要以上に長時間に及ぶ厳しい叱責の繰り返し
- ・他の労働者の面前における大声で、威圧的な叱責を繰り返す
- ・相手の能力を否定した内容の電子メールなどを複数の労働者宛に送信

③個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・労働者の職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする
- ・労働者の個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること

(2) セクシャルハラスメント

①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・性的な内容の情報（噂）を流布
- ・性的な冗談やからかい
- ・交際や性的交渉の強要

②不必要な身体への接触

③対価的セクシャルハラスメント・セクハラ行為をうけた労働者が、その言動に対して拒否、抗議などの対応をしたことで、事業主から解雇・降格・減給などの不利益を受けること

④環境型セクシャルハラスメント

- ・職場で行われるセクハラ行為によって、仕事の環境が損なわれ、仕事をするうえで見過ごせない重大な支障が生じること

イ 訪問先・利用者宅でのハラスメント（利用者家族及び利用者など⇔職員）

(1) パワーハラスメント

①身体的暴力（回避により免れたケース含む）

- ・ものを投げつける
- ・叩かれる
- ・蹴られる

②精神的な暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって心理的に傷つける行為）

- ・攻撃的な態度で大声を出す
- ・物に対して破壊的行為をする
- ・危害を与える物品を持ち込む
- ・無視をする
- ・ガスライティング：些細な嫌がらせや相手の意見を否定する

③違法行為の強要すること

- ・制度上認められていないサービスの強要
- ・サービス提供上（契約上）受けていないサービスを要求

④モラルハラスメント

- ・馬鹿にした態度を取る
- ・説明責任を果たさない

(2) セクシャルハラスメント

①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・性的な内容の情報（噂）を流布
- ・性的な冗談やからかい
- ・交際や性的交渉の強要

②サービス提供中の不必要な身体への接触

③サービス提供中の視姦

④会社や管理者へのクレームなどをちらつかせて誘いをかける

⑤性的な情報を流して嫌がらせ行為をする

2 ハラスメント対策

(1) 職場内におけるハラスメント対策

①本指針に基づいたハラスメント防止を徹底する定期的な研修（年一回以上）を実施する

②ハラスメント相談窓口を設置する

- ・ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らない様留意する
- ・ハラスメントを指摘された職員については弁明の機会を保障する
- ・ハラスメントの判断や対応は委員会で検討する

(2) 訪問先・利用者宅でのハラスメント対策

- ①訪問看護サービス契約時にハラスメントについて説明する
- ②訪問看護サービス契約時に苦情相談窓口について説明する
- ③職員に対する金品の心付けを断る

3 ハラスメントに関する相談窓口と対応

ハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置く

相談窓口：常盤平訪問看護ステーション

鈴木 由紀

電話番号：047-311-8777

ハラスメント対策委員会：常盤平中央病院

常盤平地区在宅介護支援センター

常盤平中央病院訪問リハビリ

事務長 大口 靖

所長 菅井 守

主任 奥田 将史

令和5年5月20日から施行